令和９年度寝屋川市産後ケア事業（短期入所（ショートステイ）型及び通所（デイサービス）型）個別契約受託事業者募集要項

１　業務名

寝屋川市産後ケア事業（短期入所（ショートステイ）型及び通所（デイサービス）型）委託（個別契約）

２　目的

出産後間もない時期の母子を対象に、母親の心身のケア等を行うとともに、母親自身がセルフケアをするための能力を育み、母子及びその家族が健やかな育児ができるよう支援を行うために産後ケア事業を実施している。市民の利便性を高め、産後ケア事業を円滑に行うため、大阪府集合契約に参加しない事業者について、公募により産後ケア事業（短期入所（ショートステイ）型及び通所（デイサービス）型）の受託事業者を募集する。

３　委託期間

令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日まで

４　業務内容

仕様書のとおり

５　参加資格

⑴　医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に定める病院、診療所及び助産所を運営していること。

⑵　入所室（病室又は妊婦、産婦若しくはじょく婦を入所させる室）を有すること。

⑶　助産師、保健師又は看護師が配置できること。短期入所（ショートステイ）型を実施する場合は、24 時間体制で１名以上の助産師、保健師又は看護師を配置すること。また、通所（デイサービス）型を実施する場合は、通所（デイサービス）型を実施する時間内で１名以上の助産師、保健師又は看護師を配置すること。

⑷　産後ケア事業に関する知識及び技術において高い専門性を有し、類似の産後のショートステイやデイケア業務について実績がある又は分娩を取り扱っていること。

⑸　本市と適切な連絡体制が確保できること。

⑹　仕様書のとおり、サービスを提供することができること。

⑺　仕様書のとおり、安全管理を行うことができること。

⑻　受注者（受注者が共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかにも該当しないこと。

ア　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時賃貸借物等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

⑼　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定のいずれも該当していないこと。

⑽　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第１項又は第２項の規定に

基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。

⑾　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第２項の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

⑿　破産法（平成 16 年法律第 75 号）に 15 条第 1 項の規定に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。

6　契約金額

別紙のとおり

7　支払方法

仕様書第９項のとおり

8　事業者選定スケジュール

公募開始

令和８年 11 月 16 日(月)

仕様書に対する質問締切

令和８年 11 月 24 日(火)

仕様書に対する質問回答

令和８年 11 月 30 日(月)

応募締切

令和８年 12 月 14 日(月)

但し、上記日程以後に開院、休業からの再開、その他個別の事情等があった場合は、期日に限らず別途対応する。

書類審査及び実地調査のうえ、受託事業者決定後審査結果を通知

令和９年４月下旬（実地調査の日程等によってはこの限りではない。）

委託契約締結

上記審査結果の通知後、順次。

9　審査及び選定

提出書類に基づき子育て支援課で審査を行い、実地調査を踏まえて、受託事業者を選考するものとする。

10　提出書類

以下について、⑴～⑶は原本１部・写し２部提出する。

⑴　申込書

⑵　寝屋川市産後ケア事業実施確認書

⑶　事業者概要

以下の資料（任意様式）を添付すること

ア　事業者の規約、会則、定款等組織上のルールを記したもの

イ　直近年度の事業者の収支を記したもの

ウ　他自治体と類似事業について契約の実績がある場合、それを示すもの

⑷　協力医療機関の連携確認書　※助産所のみ提出

11　提出方法

郵送または直接子育て支援課に提出するものとする。郵送の場合、未着の責任は提出者に属するものとし、提出期限内の提出がなかったものとする。

12　提出先

〒572-8544　寝屋川市早子町 12 番 16 号

寝屋川市こども部子育て支援課（産後ケア事業契約担当）

電話：　072-800-7091

13　提出期限

令和８年 12 月 14 日(月)午後５時（必着）

14　提出書類の受理

提出期限までに提出された提出書類を受理するものとする。ただし、提出書類に不実の記載があると市が認めた場合は「無効」とする。なお、提出書類に不備がある場合は「再提出」を依頼することがあるが、提出期限までに整わなかった場合は、当該提出書類を「無効」とする場合がある。

15　提出書類における留意事項

⑴　提出書類の作成及び提出等にかかる費用は、応募事業者の負担とする。

⑵　提出書類については、採否に関わらず、一切返却しない。ただし、提出書類提出後に辞退した応募者で、応募書類等の廃棄を希望する場合は、その旨を市に申請し、同申請を受けた市は、当該申請の受理日から起算して２週間以内に当該提出書類及びその複製物の一切を廃棄するものとする。

また、当該廃棄申請期間は、提出書類の提出期限後、最大２か月以内とする。なお、市は提出書類について、受託者の選定以外には一切使用しない。

⑶　情報公開請求があった場合は、寝屋川市情報公開条例に基づき提出書類を

開示する。

16　質疑の受付

本件における質疑については、メールにより行うものとする。なお、送信トラブルを避けるため、送信後、必ず電話で送信できているかの確認を行うこととする。

質問がある場合は令和８年 11 月 24 日(火)午後５時（必着）までに、

質問先：寝屋川市子育て支援課（担当：松原）

・アドレス：kosodate@city.neyagawa.osaka.jp

・メール標題:「寝屋川市産後ケア事業事業者募集に係る質問について」とする。

17　質疑に対する回答

令和８年 11 月 30 日(火)に応募者全員に対して回答する。

18　審査結果の通知

令和９年１月下旬に文書で通知する。令和９年４月下旬（実地調査の日程等によってはこの限りではない。）

19　審査結果の公表

次に掲げる事項を、市ホームページで公表する。

⑴　業務名

⑵　業務概要

⑶　契約候補者の名称

⑷　その他必要な事項

20　契約の手続き

⑴　契約候補者との協議が整い次第、速やかに契約の手続きを進める。ただし、契約候補者が契約を辞退した場合又は参加資格条件を満たさなくなった場合においては、当該契約候補者とは契約を行わない。

⑵　本市の令和９年度歳入歳出予算が成立しなかった場合は、当該契約候補者との契約は行わない。この場合において、選定されたものに損害が生じても市はその賠償の責めを負わないものとする。

21　前年度からの継続実施を申請する場合

前年度に本市の事業の委託を受けている場合は、前年度の申請内容から変更

がない場合に限り、令和８年 12 月 14 日(月)までに実施継続申請書及び事業者概要を子育て支援課に提出することで、実施申請書類の提出に代えることができる。令和８年 12 月 14 日(月)までに実施継続申請書、事業実施確認書を子育て支援課に提出することで、実施申請書類の提出に代えることができる。なお、助産院については上記の二つに加えて協力医療機関との連携確認書の提出が必要である。ただし、前年度の申請内容から変更※がある場合は、改めて実施申請書類を提出すること。

※　事業所の所在地、実施するサービス（短期入所（ショートステイ）型・通所（デイサービス）型の別)、その他事業の実施体制や実施内容に大きくかかわる事項の変更